

広島県告示第六百三十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の七第一項の規定による応急入院指定病院として、次の病院を指定した。

平成二十六年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会福祉法人広島厚生事業協会 府中みくまり病院	安芸郡府中町みくまり三丁目一 番一―号	平成二六年九月九日から 平成二九年三月三十一日まで